

# 令和6年度 北行政センター 地域力向上事業

～市民提案による住みよい地域づくり助成事業～

## 募 集 要 項(随時募集)

地域力向上事業とは、市民協働の手法により、地域課題を解決したり、地域の魅力を活用したりすることで、住みよい地域社会の実現を目指す事業です。

「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」では、こんなことをしたら地域がもっとよくなる、地域のためにこんなことをしてみたいなど、市内で活動する団体やこれから活動を開始する団体からのさまざまな事業の提案を募集します。

### 1 応募できる団体は？

3人以上の構成員で組織され、市内に住所を有する又は市内で活動する法人、その他グループ

- ※ 政治・宗教活動を目的とする団体や公の秩序に反する団体は除きます。
- ※ 市税の未納がない団体とします。
- ※ 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。

### 2 どんな種類の事業が応募できるの？

住みよい地域づくりのために令和6年4月1日から令和7年3月31日までに浜名区(北行政センター管内)内で実施(完了)する事業で、次のいずれかに該当する公益性のある事業が提案できます。

- ※ 原則として、同じ提案を複数の区へ応募することはできません。
- ※ 原則として、地域力向上事業で過去3回採択された事業は応募できません。

#### (1) 対象となる事業

- ① 地域コミュニティづくりに関する事業
- ② 安全安心な地域づくりに関する事業
- ③ 生活改善及び生活環境の向上に関する事業
- ④ 文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業
- ⑤ 健康・福祉の向上に関する事業
- ⑥ 地域の特性を活かしたまちづくり事業

#### (2) 対象とならない事業

- ① 政治、宗教、選挙活動又は営利を目的とする事業
- ② 公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
- ③ 浜松市の他の補助金等の支援を受ける事業
- ④ 国・他の地方公共団体又は浜松市の外郭団体から別に補助金等の公的支援を受ける事業
- ⑤ 施設整備等、後に維持管理経費が生じる事業

### 3 補助の内容は？

団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業で、市から補助金を交付することで効果が期待できる事業に対し、事業経費の一部を助成します。

- (1) 補助率 補助対象経費の2分の1以内  
(金額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)
- (2) 限度額 200万円
- (3) 実施団体 提案団体

※ 地域力向上事業において前年度以前に採択された同一事業は、補助率が下がります。

※ 補助金は、令和6年度予算案議決後の予算範囲内で交付します。

### 4 補助の対象となる経費、対象とならない経費とは？

経費区分	対象経費の例	備考
報償費	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 講師謝礼（外部講師、出演者、MC、審判、審査員等）</li> <li>➤ 原稿執筆者の執筆等への謝礼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 団体構成員への支払いは対象外です。</li> <li>➤ 事業規模等に応じ、適正かつ妥当な額を対象とします。</li> </ul>
賃金	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 臨時的に雇用した看護師や保健師、専門スタッフ（映像・音響・照明・舞台監督等）、アルバイト等への賃金</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; background-color: #e0f0e0; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>チェック！こんな経費は対象外！</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓事業規模に見合わない雇用への賃金 例)必要人員以上のアルバイト雇用</li> <li>✓通常業務を行う団体構成員への賃金</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 特定の技量を要する行為や特別に役務の提供が必要と認められる場合に支払う賃金を対象とします。</li> <li>➤ 事業規模等に応じ、適正かつ妥当な人数・時間の範囲内で実施する経費を対象とします。</li> <li>➤ 団体構成員・アルバイトの賃金は、申請時点の静岡県最低賃金を原則とします。</li> <li>➤ 資格や特殊技能を要する業務は、専門性に適した金額とします。</li> </ul>
旅費	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 出演者等との打合せに要する交通費</li> <li>➤ 出演者等が事業（イベント、講演会等）へ出席するために要する交通費、宿泊費</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; background-color: #e0f0e0; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>チェック！こんな経費は対象外！</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓事業実施者の内部調整に関するもの 例)遠方の団体構成員との打合せ</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 宿泊費の上限は、1名1泊10,200円（食事代は対象外）とします。</li> <li>※宿泊しなければ事業実施が困難であると認められる場合のみ</li> <li>➤ 交通費は出演者等との連絡調整、出演者等の旅費に係る経費の実費負担分を対象とします。</li> <li>➤ 事業実施のための視察旅費は対象外です。</li> </ul>

<p>需用費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 消耗品費（申請事業のみに必要な事務機器、教材、食材 等）</li> <li>➤ 燃料費（暖房・炊事用プロパンガス、石油、自動車燃料 等）</li> <li>➤ 食糧費（イベント参加者の熱中症対策に配付する水 等）</li> <li>➤ 光熱水費（電気、水道、ガス使用料 等）</li> <li>➤ 印刷製本費（チラシ・パンフレットの印刷、写真の現像 等）</li> <li>➤ 修繕費</li> <li>➤ 医薬材料費（医療用包帯、ガーゼの購入 等）</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; background-color: #e0f0e0; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>チェック！こんな経費は対象外！</b></p> <p>✓事業実施に不可欠ではない経費 例)事業主催者、出演者等の弁当代</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 消耗品は単価2万円（税込）未満のものを対象とします。</li> <li>➤ 食糧費は事業実施に必要と認められるものを対象とします。ただし、事業主催者側（ボランティア含む）の飲食物は対象外です。</li> </ul>
<p>役務費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 電話料</li> <li>➤ 郵便料</li> <li>➤ 保険料</li> <li>➤ 広告料</li> <li>➤ 手数料（クリーニング代含む）</li> </ul>	
<p>委託料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ イベント会場等における警備業務委託</li> <li>➤ 講演会等における駐車場整理業務委託</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 事業全てを委託する場合は対象外です。</li> <li>➤ 見積は原則3者以上から徴収してください。</li> </ul>
<p>使用料及び賃借料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 会場、資機材、バス、タクシー等の使用・借上げに要する経費</li> <li>➤ 駐車場使用料</li> <li>➤ 著作権料</li> <li>➤ 下水道使用料</li> </ul>	
<p>原材料費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 砂、砂利、木材、鉄板、針金、釘等の直営工事の加工用材料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 特定の個人・団体のみが利益を受ける資産形成につながるものを除きます。</li> </ul>

※すべて事業実施に直接係る経費を対象とします。

※領収書を徴することができないものは補助対象外とします。

※報償費及び賃金については、補助対象経費の総額の50%を越えないものとします。

ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りではありません。

## 5 応募するには？

### (1) 必要な書類

- ① 事業提案書（第1号様式）※両面印刷
- ② 収支予算書（第2号様式）
- ③ 団体の概要書（第3号様式）
- ④ 市税納付・納入確認同意書（第4号様式）
- ⑤ 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し、  
又は市民税・県民税特別徴収未実施理由書（第5号様式）  
（給与所得者を雇用する事業者の場合のみ）

### (2) 提出方法・提出先

郵送、ファクス、Eメール、持参のいずれかで、北行政センター 地域振興グループへ提出してください。

《郵送、ファクス、Eメールでの提出先》  
・住所：〒431-1395 浜松市浜名区細江町気賀 305  
北行政センター 地域振興グループ  
・ファクス：053-523-1907  
・Eメール：[n-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:n-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

### (3) 応募期間

事業開始月の2カ月前まで

※令和6年度予算が無くなり次第、締め切ります。

### (4) その他

- ① 提案内容に不明な点がある場合には、審査会等において説明をお願いすることがあります。
- ② 応募により知り得た個人情報、提案団体への問い合わせや結果の通知など、本提案に関することに限って使用します。
- ③ 応募いただいた提出書類は返却できません。

## 6 採用・不採用はどのように決定されるの？

(1) 応募いただいた提案事業は、北行政センター内で審査を行い、北地域分科会(旧北区協議会)の意見を参考に、区長が採用を決定します。採用・不採用の結果については提案団体へ通知します。

### (2) 主な審査の観点

項目	内容
地域資源の活用度	区内の地域資源(特産品、自然、文化遺産、人材など)を活かした事業か。
地域課題の明確性	解決すべき地域課題の原因・背景を把握し、目指すべき状態を理解しているか。
事業の妥当性	事業が地域の課題解決にどう結び付くか。

公益性	住みよい地域づくりに寄与できる事業か。
財政支援の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政が補助すべき事業か。</li> <li>・ 行政施策に同じような事業はないか。</li> </ul>

## 7 提案が採用になったら？

- ・ 補助金交付申請等の手続きをお願いします。

## 8 事業が完了したら？

- ・ 事業の実績報告書等の提出をお願いします。
- ・ 浜名区地域力向上事業審査会及び北地域分科会(旧北区協議会)で評価を行います。
- ・ 実施事業の概要等について、ホームページ等で公表します。

## 9 ご不明な点は？

北行政センター 地域振興グループまでお問合せください。

(電話 053-523-1168)

